文芸センター

又云センツー		
名称	利	用料金
12 7小	単位	金額
大ホール	1日	平日 159,090円
スパール		土曜日及び休日 190,460円
中ホール	1日	平日 61,110円
サバール	- 1	土曜日及び休日 73,330円
小ホール	1日	平日 31,370円
יוייוי—ע	- 1	土曜日及び休日 38,090円
多目的展示室A	1日	47,050円
シロロ版が主ハ	1単位	282,330円
多目的展示室B	1日	36,970円
	1単位	221,830円
会議室A	1時間	420円
会議室B	1時間	330円
会議室C	1時間	330円
和室	1時間	520円
音楽室	1時間	590円
練習室A	1時間	920円
練習室B	1時間	420円
練習室C	1時間	350円
練習室D	1時間	250円
練習室E	1時間	470円
/# *		

<u>ロース文化ホー</u>	<i>)</i>		
名称		利用料金	
12 17小	単位	金額	
ホール	1日	平日	45,830円
ハール	1 🗆	土曜日及び休日	55,000円
会議室	1時間		470円

備考

- 1 市外居住者が使用するときは、当該利用料金の10割の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を加算する。
- 2 練習又は準備のために大ホール、中ホール、小ホール及びホール(以下「大ホール等」という。)の舞台又はホワイエのみを使用するときは、当該利用料金の 5割の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき又は展示即売会等を開催するときは、当該利用料金の20割の範囲内で指定管理者が市長の承認を 得て定めた額を加算する。ただし、市長が公益上その他特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 使用承認時間を超過し、又は繰り上げて大ホール等、多目的展示室A又は多目的展示室Bを使用するときは、当該超過し、又は繰り上げる1時間につき当該利用料金の2割の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を徴収する。この場合において、30分未満の端数は切り捨て、30分以上は1時間とみなす。
- 5 市民ホールの使用時間以外の時間に材料の搬入仕込等を行うときは、次の(1)及び(2)に掲げる施設の区分に応じ、当該(1)及び(2)に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を徴収する。この場合において、30分未満の端数は切り捨て、30分以上は1時間とみなす。
- (1) 大ホール等 1時間につき10,000円。ただし、1時間を超える場合は、1時間を超える時間について1時間までごとに5,000円
- (2) 大ホール等以外の施設 1時間につき2,000円。ただし、1時間を超える場合は、1時間を超える時間について1時間までごとに1,000円
- 6 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。
- 7 この表において「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 8 この表において「1単位」とは、第6条第2項に規定する1単位をいう。

【付属設備使用料】

【付属設備使用						
区2 種別	分		器具名·条件等	数量	利用料金(円)	備考
舞台設備	反響板			1式	12,220	
	スクリーン	舞台用		1式	3,360	
		その他	大ホール等で使用する場合	1台	1,520	
			大ホール等以外の施設で使用する場合	1台1時間につき	140	
	ピアノ	フルコンサートグランドA		1台	30,550	椅子1脚を含む。調律料は別
		フルコンサートグランドB		1台	15,270	椅子1脚を含む。調律料は別
		グランドA		1台	9,160	椅子1脚を含む。調律料は別
		グランドB		1台1時間につき	420	椅子1脚を含む。調律料は別
		アップライト		1台1時間につき	280	椅子1脚を含む。調律料は別
	チェンバロ		大ホール等で使用する場合	1台	21.380	椅子1脚を含む。調律料は別
			大ホール等以外の施設で使用する場合	1台1時間につき		椅子1脚を含む。調律料は別
	譜面台	指揮者用	The state of the s	1式	610	指揮台を含む。
	HH — —	演奏者用	大ホール等で使用する場合	1台	150	
		77.	大ホール等以外の施設で使用する場合	1台1時間につき	20	
	所作台		大小・ ル 引 次介 の心臓で (大川) も 場 日	1枚	1,520	
	高足			1脚	450	
	平台			1枚	610	
	重量デッキ			1枚	610	
	大太鼓			1式	3.050	
	ついたて			1台	3,030	
	松羽目			1式	6.110	
	<u>保初日</u> 屏風			1双	6,110	
	併風 44 千 土 /					
	緋毛せん			1式	910	
	落語用見台			1台	3,050	
	落語用めくり台			1台	1,010	
	長座布団			1枚	200	
	高座用座ぶとん			1枚	300	
	座ぶとん			1枚	90	
	上敷			1枚	610	
	地がすり			1枚	1,520	
	紗幕			1枚	6,110	
	バレエマット			1式	15,270	
	コントラバス用イス			1脚	300	
	演台			1台	1,520	
照明設備	ボーダーライト			1列	3,660	
	天井反響板ライト			1式	10,690	
	フロントサイドスポットライト			1台	910	
	スポットライト	1.5KW		1台	1.520	
		1KW		1台	910	
		0.5KW		1台	610	
		パーライト		1台	1,830	
		エリプソイダル		1台	1.830	
	ピンスポットライト	27271770		1台	9.160	
	シーリングスポットライト	+		1台	910	
	アッパーホリゾントライト	+		1列	6,110	
	ロアホリゾントライト	-		1列	6,110	
	フットライト	+		1列	1,980	
		+			1,980	
	ミラーボール			1台		
	効果用マシン			1台	3,050	
	照明用スタンド	+		1台	300	
	ランプピン			1台	1,980	
	ストリップライト				760	
	マルチストロボ			1台	3,050	
	フライダクト			1列	1,520	

音響設備	マイクロフォン	コンデンサーマイク		1本	2,440	
		ダイナミックマイク		1本	760	
	ワイヤレスマイク			1本	6,110	
	エレベーターマイク装置			1本	1,220	J
	マイクスタンド			1本	300	
	吊マイク装置			1式	6,110	ロマイクは別
	ダイレクトボックス			1個	610	
	ステージモニタースピーカー			1台	1,520	
	カセットデッキ			1台		ワテープは別
	DVD・ブルーレイプレーヤー			1台		DVD・ブルーレイディスクは別
	CDプレーヤー			1台		D CDは別
	CDレコーダー			1台		D CDは別
	デジタルオーディオレコーダー			1台		0 記録・再生メディアは別
	DATレコーダー			1台	3,050	アープは別
	MDデッキ			1台	3,050	D MDは別
	移動用デジタルミキサー			1台	9,160	
1	簡易PAシステム			1式	810	
<i></i>	舞台基本音響設備	<u> </u>		1式	9,160	0 ダイナミックマイク1本及びマイクスタンド1台付
映写設備	液晶プロジェクターA			1式	10,180	ロスクリーン付
1	液晶プロジェクターB	<u> </u>	大ホール等で使用する場合	1式	6,110	ロスクリーン付
i		<u> </u>	大ホール等以外の施設で使用する場合	1式1時間につき	470	0
1	液晶プロジェクターC	<u> </u>		1式		ロスクリーン付
1	液晶プロジェクターD	<u> </u>		1台	7,120	0
1	液晶プロジェクターE	<u> </u>	大ホール等並びに多目的展示室A及びBで使用する場合	1台	810	-
i			大ホール等並びに多目的展示室A及びB以外での施設で使用する場合	1式1時間につき	60	
1	プロジェクタースクリーン	<u> </u>		1台	300	
ı <u></u> _	書画カメラ			1台	710	-
その他の設備				1室	1,520	
1	スタジオ設備	<u> </u>		1式1時間につき	760	0 ダイナミックマイク5本及びマイクスタンド5台付
1	机	<u> </u>		1脚	300	0 舞台用
1	丸テーブル	<u> </u>		1脚	1,520	0
i	椅子			1脚		5 舞台用
1	展示用パネルA	<u> </u>		1枚	300	0
i	展示用パネルB			1枚		0 3連
	展示用パネルC			1枚	100	J

⁽¹⁾ この利用料面は、別に定めがあるものを除くはが、それぞれ「ロヨだりの観とする。 (2) 使用者が照明器具及び音響器具を持ち込んで使用する場合には、指定管理者が市長の承認を得て定める額を徴収する。

伝統芸能館

	午前	午後	夜間	全日
名称	9時から	1時から	6時から	
	12時まで	5時まで	9時まで	
多目的ホール	3,240円	4,320円	3,240円	10,800円

備考

- 1 2以上の区分にわたって継続して使用するときの使用料は、それぞれの区分の料金の合計額とする。
- 2 市外居住者が使用するときは、当該使用料金の10割を加算する。
- 3 市外居住者とは、個人にあってはその住所が市外にある者をいい、主たる活動拠点を有する団体にあっては当該活動拠点が市外にある場合をいい、主たる活動拠点を有しない団体にあっては当該団体の代表者の住所又は事務所の所在地が市外にある場合をいう。

【附属設備使用料】

【四角议佣汉用作】			
器具名等	数量	料金	備考
		(1回につき)	
カセットテープレコーダー	1台	500円	
ビデオテープレコーダー	1台	500円	
ビデオプロジェクター	1台	2,000円	反射ミラー、スクリーン付
オーバーヘッドプロジェクター	1台		スクリーン付
16ミリ映写機	1台	1,000円	スクリーン付
スライド映写機	1台	600円	スクリーン付
ビデオカメラ	1台	2,000円	
コンパクトディスクプレーヤー	1台	500円	
レーザーディスクプレーヤー	1台	500円	
レコードプレーヤー	1台	500円	
マイク	1本	200円	
スポットライト	1基	200円	
ピンスポットライト	1基	1,000円	
フットライト	1列	1,000円	
効果用マシン	1台	1,000円	

備考 料金の欄の「1回」とは、別表第1に規定する午前、午後又は夜間のそれぞれの区分をいう。

市民ギャラリー

1.00	
名称	使用料(1単位につき)
第1展示室	80,000円
第2展示室	40,000円
全室	120,000円

備者

- 1 この表において「1単位」とは、条例第6条に規定する1単位をいう。
- 2 市外居住者が使用するときは、当該使用料金の2割を加算する。
- 3 市外居住者とは、個人にあってはその住所が市外にある者をいい、主たる活動拠点を有する団体にあっては当該活動拠点が市外にある場合をいい、主たる活動拠点を有しない団体にあっては当該団体の代表者の住所又は事務所の所在地が市外にある場合をいう。